

令和 5 年 12 月 1 日

補償金額算定に関する考え方

被害者救済委員会 定塚 誠
杉原 麗
森 倫 洋

被害者救済委員会（以下「当委員会」という。）は、被害者らに対する聞き取り結果に基づき、本事案に関し、以下のような特徴・特殊性があると認識するに至った。すなわち、本件では、①被害者が生育途上にある少年たちであり、②最初の被害時において何ら性的経験がなく人生における初めての性的経験がジャニー喜多川氏による加害行為であったという者が大半を占め、③芸能界における活躍・飛躍を夢見て、あるいは芸能活動の継続のために性交をやむなく受け入れ、さらに、④数年にわたってそのような関係を強いられ、いわば性的搾取という状態に置かれていた者も少なくなかった。

加えて、⑤ジャニー喜多川氏が少年らに性的加害に及んでいることは少年らの間で共通認識が形成されていたにもかかわらず、ジャニーズ事務所の関係者に助けを求められない状況であった。

また、⑥被害者らのその後の生活上の影響も様々なものがあり、程度の違いこそあれ、様々な深刻な影響を及ぼしているものと見られるものであった。もとより長い人生の過程において生じた障害・困難のすべてを同氏の加害行為に帰せられるものではないが、被害者救済の観点から厳密な立証を求めず、「法

を超えた」賠償をする観点からも、少なからずその影響があるものとして慰謝料算定をするものと当委員会として考えたものである。

これらの本事案における特徴・特殊性を踏まえて、当委員会では、被害の程度・被害の凄惨さ（これらは加害行為の態様及び加害行為の継続期間・頻度、被害時年齢等を勘案して判断する。）による慰謝料を算定すると共に、その後の被害者の生活・人生に及ぼしたいわゆる後遺障害等の影響についても慰謝料を算定し、その合計額を補償金額として算定することとした。また、慰謝料金額を算定するに当たっては、日本国内における過去の裁判例だけでなく、英国国営放送(BBC)のキャスターの性的加害事案における賠償額やカトリック教会での性加害事案に関する海外諸国での賠償事案なども参照しつつ、上記①乃至⑥に述べた要素を勘案して、当委員会として適正と考える金額の算定を試みた次第である。

以上